

令和5年5月12日

関係各位

観光庁
公益社団法人 日本観光振興協会

「平日にもう1泊」キャンペーンへの強化に向けて（協力依頼）

平素より観光行政の一層の推進にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

観光庁及び日本観光振興協会では、「全国旅行支援」を旅行需要の平日への分散を推進する機会と捉え、観光関連事業者（旅行事業者、宿泊事業者、交通事業者）と連携して「平日にもう1泊」キャンペーンを実施し、国内旅行の需要喚起と平日への旅行需要の平準化の促進に取り組んでいます。

今般、「平日にもう1泊」キャンペーンの強化に向けて、特典商品の質の向上・周知の徹底に取り組むにあたり、下記の通り、皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「平日にもう1泊」キャンペーンの概要

(1) 取組目的

「全国旅行支援」を旅行需要の平日への分散を推進する機会と捉え、これと合わせて観光関連事業者のご協力により、平日への分散につながる商品展開を行うことで、旅行者の行動変容を促し、観光産業の活性化及び地域活性化につなげていくことを目的に実施するもの

(2) 取組内容

- ・ 統一ロゴ・キャッチコピーの下で、観光関連事業者の協力により、平日のお得な特典商品を提供
 - ・ 特設サイトにおいて一元的に情報発信するとともに、各事業者のサイトとリンク
- 【特設サイト】 <https://onemore.nihon-kankou.or.jp/>

(3) 取組期間

令和5年度末まで（予定）

<キャッチコピー>

お得に泊まって、日本

も元気に！

<ロゴマーク>



2. 「平日にもう1泊」キャンペーンの強化について（協力依頼）

（1）特典商品の質の向上

「平日にもう1泊」キャンペーンサイト掲載ガイドライン」（以下「ガイドライン」）の改訂を踏まえて、新規特典商品の造成及び特設サイトへの掲載をお願いします。既に特設サイトに掲載済みの特典商品が存在する場合は、当該特典商品の登録内容の見直しをお願いします。また、特設サイトへの掲載にあたっては、下記の点にご留意ください。

- 旅行者に対して、具体的にどのようなサービスや割引が提供されるのか明確に記載してください。
- 旅行者に対して、通常無料で提供されていると想定し得るサービスやギフトの掲載はお控えください。
- 自社で展開するキャンペーンへのリンクを掲載する場合は、代表的な特典内容に関する説明文を記載する、又は特典内容に応じてサイト上の登録を分ける等の対応をしてください。

※ 特典内容に関する説明文の事例等をガイドライン（別添）に記載しておりますので、ご参照ください。

※ ガイドライン（掲載条件等）の基準を満たさない特典商品については、令和5年5月31日に削除します。6月以降に掲載される特典商品についても、基準を満たさないものについては、一定期間中に削除予定です。

（2）周知の徹底

I. 特設サイトへのリンクバナー掲出

各社サイトのトップページ等において、特設サイトのリンクバナーをより旅行者の目に付きやすい場所に掲出をお願いします。

- ・ 特設サイトリンク先：<https://onemore.nihon-kankou.or.jp/>
- ・ 特設サイトバナー
 - バナーイメージ①



- バナーイメージ②



II. PR素材の展開

観光庁及び日本観光振興協会において作成中の新たなPR素材（5月以降完成予定）について、各社サイトのほか、空港・駅等の公共スペースや機内、車内等における無料広告の展示等における展開に向けた準備をお願いします。

以上

【問合せ先】

観光庁 外客受入参事官室 03-5253-8972（直通）

公益社団法人 日本観光振興協会 総務・渉外部門 加藤 03-6435-8331